

# 翼賛体制下の地方の「下情上通」制度の一考察 —愛知県名古屋市を例に (二・完)

趙 頤

はじめに

第一節 前史—名古屋市の町総代制度

第二節 名古屋市の常会・市協力会議の整備 (以上前号)

第三節 名古屋市の常会・市協力会議の運用 (以下本号)

一、隣組常会

二、町内常会、連区常会

三、区常会

四、市協力会議

おわりに

## 第三節 名古屋市の常会・市協力会議の運用

### 一、隣組常会

#### 1、構成と運営

ここで、中川区長良町東部第二町内会第十三組、及び区・町を特定できない「町内会第一組」という二つの隣組常会の会議録<sup>(70)</sup>に絞り、隣組常会の運用状況を考察する。両常会の構成と運営は以下の通りである。両常会は住民全員によって構成され、毎月一回、毎回一—三時間程度で開催された。但し、第十三組常会の場合、昭和十八年三月以降の記録が「昭和十八年三月 昭和十九年三月 異常ナシ」だけであり、常会は通常のように開催されなかった可能性がある。定例会会のほか、臨時常会も開催された。

会議の日程として、常会の会議録は冒頭に『常会の手引』(前節既述)に沿い、開会の挨拶、国歌斉唱、遥拝、黙禱、勅語・詔書奉読、朗詠及「常会の

---

(70) 「常会記録」。

誓ひ」斉読、通達及報告、協議懇談申合せ、講話・研究発表、和楽、朗詠・誓ひ・斉読、万歳奉唱、閉会の挨拶という「常会の進行順序」を掲げた。その中の「常会の誓ひ」が「私共は国家非常の秋に方り大御心を奉体し一切の私心をすて常会を通じて大政翼賛臣道実践の誠を効さむ事をお誓ひ申します」、「朝には希望に輝いて神前に額づき昼は職域奉公を念として歡喜勤労に努め夜は感謝の心もて常会に出席ませう」という内容であった。協議について、「協議題は毎月の強調事項、回覧板、其他市区より通達の重要事項の徹底実践に特に意を用ゐること」が強調された。

## 2、内容

両常会とも、主に戦勝祈願、金属回収、公債購入などの戦争協力事項を協議し、そのほか、戦争協力と関連する生活改善事項が協議され、また上級常会状況の報告、市当局政策の伝達が行われた。たとえば昭和十六年八月の第十三組常会の内容は「早起励行ノ件」、「八月二十三日郷土部隊上海敵前上陸敢行ノ日デス正午黙禱スル」<sup>71</sup>、「町内会単位ノ国民貯蓄組合ニ加入スル」<sup>71</sup>、「ラジオ体操参加ノ件」、「配給ニ付テ」、「防空設備ニ付テ種々談合ス」であり、昭和十六年五月の第一組常会の内容は「銅及鉄金属回収件」、「国民貯蓄倍額件打合」、「乳幼児健康件」、「空地利用及食糧事情件」、「屎尿汲取作業直営件ニ就テ」であった。町内会第一組常会では、昭和十七年一月から町内常会の状況が報告され、九月から市当局の常会徹底事項が説明されるようになった。

上通事項の協議は、両常会のいずれの記録にも見られない。但し、ほかの隣組常会が区・市当局に上通事項を提出した記録が新聞に散見され、また名古屋市当局は隣組常会を通じて世論調査を行った。昭和十六年初、市電の混雑、屎尿汲取業者の怠慢などの大正期以来の都市問題について隣組が区・市当局に上通事項を提出したことは、新聞に報じられた<sup>(71)</sup>。昭和十八年に生活

---

(71) 「市電混雑整理案、隣組から当局へ上申書」、『名古屋新聞』（市内版）、昭16・2・28。  
「隣組から臭い陳情」、同前、昭16・3・1。

必需物資配給について市当局は「実情ニ即シタル配給消費ノ一体化ヲ図リ以テ配給制度ニ対スル研究並改善ニ資スルタメ」、「配給及消費実情調査」を行い、具体的に全市に亘って町内会ごとに一隣組を選定し、「七月ノ組常会ヲ利用シ之ガ常会ニ於テ研究討議ノ結果ヲ取纏メタル上調査票ニ記入提出セシム」<sup>(72)</sup>。

## 二、町内常会、連区常会

町内常会、連区常会は主に町内会長・副会長、連区町内会長・副会長にリードされた役員常会であり、町内会長・副会長、連区町内会長・副会長に元町総代・町副総代が半分以上を占めた<sup>(73)</sup>。縣忍名古屋市長は町内会、連区町内会の首長を選任した際に、元町総代・町副総代の勢力を排除しようとしたが、十分に成功できなかったのである<sup>(74)</sup>。

町内常会、連区常会の各年度の開催状況は表1の通りであり、具体的な運営状況及び会議の内容は不明である。但し、町内常会が区当局に上通事項を提出したことは各新聞に確認される。千種区四ツ谷町内会が市電混雑の「苦情」を区役所に提出したことを、『新愛知』、『名古屋新聞』はともに報じた<sup>(75)</sup>。

表1 昭和十六-二十年度の町内・連区・区常会の開催回数

	(町内) 役員常会	町内常会	連区常会	区常会
昭 16	41859	6749	2241	89
昭 17	43046	6158	2346	120
昭 18	49843	4960	2078	142
昭 19				
昭 20	10485		1800	133

各年度の名古屋市事務報告書に基づき、趙整理。

(72) 「昭和十八年名古屋市事務報告書」、九二頁。

(73) 池山論文、一四二頁、一四七頁。

(74) 同前、一四八頁。

ところで、町内常会、連区常会に出席した市会議員は、会議の内容に基づき市会で発言し、町民の意思を代弁したことがあった。昭和十六年二月七日の昭和十六年市会第二回会議で議員田中政友（当選時は政友会）が、「昨晚筒井ノ連区ニ於テ常会ガアリマシテ（中略）屎尿、塵芥ノ問題デ囂々タルモノガアッタ」と述べ、名古屋市当局に都市衛生改善策の構想を質した<sup>(76)</sup>。議員山内誠一（当選時は民政党）も「私モ町内会ノ常会ガアッテ参リマシテ、矢張此ノ問題ノ話デアリマス」と、田中の質問を後押しした<sup>(77)</sup>。昭和十六年四月から、市当局は第一回市協力議会の議案に基づき、屎尿汲取事業を市直営と変えた（後述）。それにしても昭和十七年二月二十八日の昭和十七年市会第六回会議で議員佐藤太郎（当選時は政友会）が引き続き、「私共ガ連区常会等ニ於キマシテ答弁ニ困ルコトヲ此ノ席デハッキリ承ッテ置キタイト思ヒマスガ、一箇月ニ二遍汲ンデ貰ヘル筈ニナッテ居リマスガ、一遍汲ンデ貰フコトモアレバー一遍汲ンデ貰ヘヌコトモアル」と、市当局に屎尿汲取の励行を促した<sup>(78)</sup>。このように常会での民意が、市会を通じても政治に反映された。ここから常会の下情上通機能の発揮に対する市会議員の協力的な姿勢も見出される。

### 三、区常会

#### 1、概況

区常会は連区町内会長全員、各種団体代表者、学識経験者という各分野の有力者によって構成された（表2）。連区区内会長は区常会の会議員数の半分以上を占め、その中で元町総代・町副総代が相当の程度で残されている（既

---

(75) 「市電へ苦情」、『新愛知』（朝刊）、昭16・4・19。「町内会から市電へ苦情」、『名古屋新聞』（市内版）、昭16・4・25。

(76) 「名古屋市会会議録昭和十六年第二号」、五一―五三頁。

(77) 同前、五三―五四頁。

(78) 「名古屋市会会議録昭和十七年第六号」、一四〇頁。

述)。各種団体代表者は方面委員、在郷軍人、婦人、青年団、小学校長、警察署長、警防団であり、婦人の政治参加が重視された。昭和十六年二月の各区常会発足の際、ほかの各団体の代表者は基本的に一団体1名だったのに対し、婦人団体代表のみが2名とされた。昭和十七年九月に区常会の定員は変更され、婦人団体代表者がさらに2名増えた<sup>(79)</sup>。

表2 各区常会の発足時の構成

区名	千種	東	西	中村	中	昭和	熱田	中川	港	南	総計
連区 町内会長	9 (5)	20 (18)	22	10 (10)	21 (18)	13	11 (9)	8 (6)	8 (7)	7 (6)	129 (79)
各種団体 代表者	8	8	8	8	9	8	8	8	8	8	81
学識経験者	3	5	4	3	4	4	2	2	2	2	31
総計	20	33	34	21	34	25	21	18	18	17	241

( ) 内は元町総代・町副総代数。「区常会構成員調」(「町内会行事関係」)及び池山論文第6表に基づき、趙作成。但し、中川区連区町内会長の中の元町総代・町副総代数が池山論文に5名とされているが、『感謝状被授与者名簿』(名古屋市役所、一九四一年)と『町内会会長副会長名簿』(名古屋市役所、一九四一年)に基づいて統計すると、6名であった。

区常会の運営状況として、昭和十六年二、三月頃、各区は第一回の区常会の開催を終えた。その後、各区は名古屋市当局の決めた日程に従い常会を開催し、各年度常会の開催回数が表1の通りである。区常会は原則として自ら議題を決めた一方、市当局から協議事項が指示された。たとえば昭和十六年二月二十六日、市当局は「国民生活上の諸問題」、「翼賛運動徹底に関し地方の実情に即した具体策」などの協議を各区常会に指示した<sup>(80)</sup>。

各区常会は、上通事項の協議に力点を置いた。各区常会は積極的に上通事

(79) 「区常会構成員定員変更ノ件」、「例規綴」。

(80) 「初の区常会」、「名古屋新聞」(市内版)、昭16・2・27。

項を協議し、協議の結果、上通事項を名古屋市当局に提出した。また、大政翼賛会による『協力会議に就いて』（既述）は、下級協力会議が直接に上級会議に議案を提出することを否定したが、各区常会は、市協力会議への議案を意識的に協議し、これらの議案が実際、区常会全体の議案として区常会の名で市協力会議に上程された（後述）。昭和十六年二月二十七日に「市協力会議に提出すべき事項としては千種区では市局からうける町内会の仕事が多くこれを整理すること、西区では区長の手元で各種の意見をとりあげて纏めること、南区では婦人団体の統合を希望すること」が決められ<sup>(81)</sup>、六月二十日に港区常会で「連区に医師のいないところから巡回診療所設置ならびに労働者のために託児所設置方の提議あり」<sup>(82)</sup>、八月十八日に熱田区常会は燃料節約などの上通事項を市当局に提出した<sup>(83)</sup>。

## 2、上通事項の提出と処理

昭和十六年二月から昭和十七年三月までの各区常会の上通事項提出、名古屋市当局の事項処理は、『区常会上通事項措置概要 第一輯』<sup>(84)</sup>にまとめられている。以下、この資料に基づき上通事項の提出と処理を考察していこう。各区常会は合計148件の上通事項を提出し、僅か6件の昭和十六年市会に対する陳情の件数<sup>(85)</sup>と比べて、圧倒的多数といえる。上通事項の中で住民の精神動員、金属回収、公債購入などの戦争協力事項があったが、最も多数なのは配給制度改善という戦時期の住民生活維持の事項であった。そのほか、交通改善などの都市問題解決、医療強化などの福祉厚生強化の事項も戦争遂行の確保を口実に多数提出された（表3）。

---

(81) 「けのふ千種、西、南区常会」、同前、昭16・2・28。

(82) 「五区常会」、同前、昭16・6・21。

(83) 「熱田区から上通意見」、『新愛知』（朝刊）、昭16・8・20。

(84) 名古屋市、一九四二年（国立国会図書館所蔵）。

(85) 「昭和十六年名古屋市会々議録索引」、二四頁。

表3 昭和十六年二月 - 昭和十七年三月の各区常会の上通事項の提出状況

分類	事項 (件数)	総件数
市民生活関係	生活改善 (6)、国民儀礼 (4)、交通緩和 (9)、市民勤労 (1)、貨幣 (1)、託児所設置 (1)、業者の公休日 (1)、電話公開 (1)、河川調査 (1)、飲料用井戸穿鑿 (1)、架橋工事 (1)、ポスターの改善 (1)	28
時局対策関係	金属類回収 (5)、公債消化並に貯蓄 (5)、空閑地利用 (4)、茶穀蒐集 (1)、転業 (2)、代用機関運用 (1)、遵法観念の徹底 (1)、官公吏優遇 (1)	20
防空防火関係	警防団員対策 (2)、防空防火施設実現 (1)、燈火管制下に於ける乗降客取扱 (1)、各種団体防空対策 (1)	5
軍事援護関係	現役入営者待遇 (1)、慰問袋 (2)	3
学校教育関係	学校教育対策 (4)、青少年対策 (2)	6
物資配給関係	配給機構の改善 (23)、配給 (17)、切符制 (4)、物価と消費 (3)	47
保健衛生関係	市民衛生対策 (5)、医師 (3)、汚物 (2)、下水 (2)	12
市区行政関係	町内会運営 (8)、町内会役員 (6)、常会 (6)、連区事務 (2)、翼賛運動 (5)	27

『区常会上通事項措置概要 第一輯』に基づき、趙整理。

名古屋市当局は各種の上通事項をすべて積極的に処理した。市当局は戦争協力事項を積極的に受け止めた。昭和十六年五月に東区常会は「国防資源回収を毎月連続実施することの可否並蒐集の日時厳守せられたし」件を提出し、市当局は「一ヶ月中に生ずる家庭内の不要金属は少量なりと雖も全市蒐まれば相当量に達するを以て本県に於ては当分の間毎月一日之を継続実施する方針なり (中略) 蒐集日に就ては其の日時を厳守する様愛知県資源回収連盟に申入れる考へ」た<sup>(86)</sup>。それと同時に、市当局は配給制度改善、福祉厚生強化の事項に基づき政策を検討し、関係者とも連絡し、事項の実現を図った。市当局がこれらの事項に基づき中央政府に陳情もした。昭和十六年四月に昭和

(86) 『区常会上通事項措置概要 第一輯』、九頁。

区常会は「国民学校児童の運動靴の増配に付考慮せられたし」件を提出し、市当局は「本省に陳情増配方を具申致す」と計画した<sup>(87)</sup>。五月に中区常会は「配給業者と消費業者の経済関係の円滑なる運営を期する為生活必需品物資調整協議会を開設せられたし」件を提出し、市当局は「御要望の点に就ては十分研究致し<sup>(88)</sup>、翌六月に各区に経済常会を設置することを決定した<sup>(89)</sup>。四月に南区常会は「医師の休診日を日曜日以外とされたし」件を提出し、市当局は「名古屋市医師会に対し不取敢口頭を以て善処方を要望せし処日曜日に於て公休せるものは全体の三割五分内外にして是等の者と雖午前中は開診せる旨の回答あり尚本件は名古屋医師会に於て取扱ひ居るものなるに依り文書を以て同医師会に対し善処方を要望」した<sup>(90)</sup>。

#### 四、市協力会議

##### 1、概況

市協力会議は区常会議員、各種団体代表者、市会議員、ほかの適任者によって構成され、各種団体代表者及びほかの適任者が主に陸海軍軍人、翼賛壮年団代表（昭和十七年以降）、資産家、知識人であった。市協力会議は構成上、市会議員勢力の強さと婦人の政治進出を特徴とした。市協力会議の議長が始終、大正二年から連続七回も当選した有力市会議員の今堀辰三郎であった。会議員は改選されたことがあったが、市会議員出身者及びほかの身分を以て選任されたものの市会議員の身分も有した会議員が合わせて15名以上であり続け、合計40名の会議員数の半分に近かった（表4）。ここで注意すべきなのは、各区常会が市協力会議に会議員を送ったとき、市会議員経験の有無を考慮した、という事実である。昭和十六年二月の区常会・市協力会議の発足の際、

---

(87) 同前、二四頁。

(88) 同前、二三頁。

(89) 「市へ望むゝこの下情、経済常会は新設決定」、『新愛知』（朝刊）、昭16・6・6。

(90) 『区常会上通事項措置概要 第一輯』、三二頁。



区常会議員 241 名の中で市会議員は 37 名であり<sup>(91)</sup>、16%を占めた一方、区常  
 会議員出身の市協力会議の会議員 20 名の中で市会議員は7名であり、35%で  
 あった。一方、各区常会が婦人代表も市協力会議に送った。

表4 名古屋市協力会議の構成

分類	昭 16・2第一回市協力会議	昭 17・3臨時市協力会議
議長	今堀辰三郎	今堀辰三郎
区常会 議員	浅井作左エ門、伊藤銀之助、伊藤いそ、 鶴飼弘潭、尾之内孟夫、加藤省三、鬼 頭政吉、木村重正、近藤正次郎、葛谷 貞二、久留島通彦、須永伊之助、武富 ふみ、中村賢之助、野口令吉、長谷川 太平、古橋清一、水谷卷造、宮地太市、 横井亀吉	飯田藤十郎、小出春吉、伊藤銀之助、 加藤さん、加藤金之助、来多虎栄、 清水太助、杉浦林蔵、鈴木典寿、鈴 村金一、間瀬綱平、富永一、永田武雄、 中村利太郎、服部鋭太郎、宮地太市、 山田雅子、横井亀吉、横井恒治郎
各種団体 代表者	井倉和雄、飯野逸平、大塚堅之助、 加藤勝太郎、鈴村金一、須田博、橋 本金一	阿部唯蔵、阿部万平、飯野逸平、奥 村勲、田中正季、遠山静一、橋本金一、 二ノ宮清之助、森川音三郎、渡辺義 一
市会議員	熊谷治男、辻寛一、広田七郎、松永 秀則、松久好次、山内誠一、横井恒 治郎	木村重正、榊原孫太郎、須藤実、辻 寛一、松永秀則、山内誠一
ほかの 適任者	神田純一、小林海音、後藤直太、桜 井俊一、生源寺順、森越太郎	篤田健二、宇都宮仙太郎、大宮伍三郎、 神田純一、森越太郎

下線は市議員。『名古屋市会史』第九巻、一三九—一四〇頁及び『昭和十七年三月十二日  
 臨時協力会議会議録』（大政翼賛会名古屋市支部、一九四二年）、九四—九六頁に基づき、  
 趙作成。臨時市協力会議の会議員の分類は、第一回会議の会議員の分類に基づく。

(91) 「各区常会構成員」（『新愛知』（朝刊）、昭 16・2・21）、「各区協力会議員顔触決る」（『名  
 古屋新聞』（市内版）、昭 16・2・21）、「昭和十五年以降の名古屋市会議員在職年数」（『名  
 古屋市会史』第九巻、二五四頁以下）に基づき統計。但し、両新聞記事に掲載された  
 区常会議員が 229 名であり、「区常会構成員調」が記した区常会議員数の 241 名とは一  
 致しない。

市協力会議の運営状況と内容は以下のようなものであった。定例会議は昭和十六年中に三回開催され、昭和二十年まで合計八回ほど開催された<sup>(92)</sup>。そのほか、二回の臨時会議が開催された。会議に議員のほか、名古屋市当局の役員、大政翼賛会名古屋支部の役員、翼賛会本部の代表も出席した。定例会議は開会式、総会（議員の議案説明）、委員会、総会（各委員会の報告）、懇談会、閉会式の流れで進められ、第四回以降の毎回の会議が、開会式の後に陸軍関係者などを招き、戦況及び戦争協力について特別講演を行った。定例会議は議員の議案の検討を主な内容とした。だが、市当局が諮問事項を会議に指示したことがあり、会議は諮問事項の回答も検討した。臨時会議は主に市当局の諮問事項をめぐって協議した。

## 2、議案の提出と処理

市協力会議に提出された議案に区常会全体による議案は多く、そのほか、区常会議員、市会議員個人の議案も多数提出され、婦人代表が議案の提出にとりわけ積極的であった。確認される各回市協力会議の議案は表5の通りである。表5からみると、昭和十六年十二月の太平洋戦争の開戦まで、各回の会議で市民教化、大政翼賛運動強化、増産などの戦争協力の議案は多く提出された一方、配給制度改善、失業者救済などの戦時期の市民生活維持の議案、また戦争と直接の関係がない、神社昇格のような地域利益の議案、屎尿汲取励行、交通渋滞改善のような都市問題解決の議案は提出された。さらに特別市制実施、人材養成など、戦争を機に地域の発展を図る議案が提出された。太平洋戦争の開戦から、天皇制イデオロギー宣伝、増産が議案の主な内容となったが、「決戦態勢下における市民の最低生活必需物資完全確保」の議案、福祉厚生強化の議案が提出され続けた。

---

(92) 『名古屋市会史』第九巻は、六回の通常会議の開催を記している（一六四頁）。だが、第七、八回市協力会議の開催は、新聞紙の記事（「中京総会けふ開く」、『中部日本新聞』（朝刊）、昭19・1・27）及び会議の関連記録（『昭和十九年七月 第八回名古屋市協力会議々案』、大政翼賛会名古屋支部、一九四四年）から確認される。

表5 第一-三、五-六、八回名古屋市協力会議の議案

回数 ・時期	分類 (件数)	議案名
一 昭 16・3・11 - 3・12	国防 (6)	市の空襲に対する準備に関する件、防空の施設および訓練に関する件、都市防空施設に関し政府に要望するの件、時局の重大性に鑑み本市に防空館を速に設置し都市防空の完璧とその研究指導を期せられたき件、天災地変の実行対策を各家庭に講ぜしむるよう町内常会において指導するの件、警防団用器具資材の整備を要望するの件
	大政翼賛運動 (7)	大政翼賛精神の徹底方に関する件、大政翼賛運動の趣旨徹底に関する件、大政翼賛運動の徹底に関する件、国民各層各職域における大政翼賛運動の実践要項に関する件、大政翼賛運動の実践集会に社務所活用方指導の件、上意下達に関する件、婦人団体の統合を速に実現せられたき件
	経済 (6)	適正なる経済政策の確立を希望するの件、組合の整理統合と企業合同に関する件、物資配給の件、中小商工業者の維持育成並整理統合に関する件、中小商工業者の転失業相談に、物資問題の解決に各専門委員を各地方において民間より任命に関する件、公債消化に関し根本方策を樹立せられたき件
	市民生活 その他 (9)	無格社豊国神社昇格並御造営に関する件、組合単位を以て安置せる軒社統合に関する件、戦時下市民生活に関する件、現在市民の適正なる生活標準に関する件、一般家庭婦人の時局認識を一層普及徹底せしむる方策を講ずるの件、空閑地利用の徹底方策に関する件、市場野菜の計画に関する件、塵芥活用に関する件、便所の汲取を月二回励行の件
二 昭 16・7・11 - 7・12	国体観点 の徹底 (5)	国体を明徴ならしむる為「臣民」呼称の徹底普及方の件、主婦の忠君愛国心を増強し其の水準を一段高むるを必要とする件、大麻奉戴に関する件、熱田神宮境内に修練道場を建設するの件、神都伊勢に名古屋市修練大道場新設の件

	教育文化 (9)	皇道日本の新文化創設運動の件、家庭教育振興に関する件、青年学校生徒出席に関する件、時局下に於ける青年生活の刷新に関する件、青少年不良化防止に関する件、青年の体位向上に関する件、大都市市民就中青少年体位向上強化の件、本市に於て国家的偉傑俊秀の人材養成を目的とする機関を設置せられたき件、民族発展の対策を講ずること
	経済並 労務諸政策 (8)	中小貿易業者保護指導の急務、公定価格の是正に関する件、時局に逆行するものを是正すること、労働認識を昂揚せしむる件、高度国防国家の建設と職業指導、産業報国運動に対し市の積極的協力を望む、営業時間短縮により生ずる被使用人の剰余時間活用について、勤労奉仕観念徹底に関する件
	生活必需 物資配給 (6)	生活必需物資配給に関する件、収入僅少にして養護家族多数なる家庭に米穀其他食糧品の特別配給の件、生活必需品配給機構の整備に関する件、各連区に生活必需物資総合販売所を速に設置の件、非常時局に際し庶民生活安定を期すると共に良風美俗を害せず一層思想の昂揚に努むるの件、物資配給を一層重点主義に実施せられ度し
	銃後国民 生活 (9)	国民食普及に関する件、国民手帳実施に関する件、防空上名古屋市は県下特別地区たるを建議し市長は其の施設訓練を一層適正ならしむること、防空施設に関する件、医師の分布希薄なる地方に医療機関配置相成度き件、朝夕に於ける交通の混雑緩和に関する件、国債及債券消化指導に関する件、国債事変債券の流通防止に関する件、国民貯蓄の倍加運動と主婦に関する件
	諸制度 改善 (8)	特別市制実施促進の件、大政翼賛と特別市制、大政翼賛会と連区町内会と表裏一体の関係を確立せられたき件、町内会強化の途を講ぜられたき件、正副町内会長及組長に関する件、社会教育委員制度を廃止せられたき件、町内会毎に方面委員設置に関する件、回覧板使用に関し速に本市規定を制定せられたき件
三 昭16・10・27 - 10・28	翼賛精神の昂 揚 (5)	官民協力一致臨戦態勢確立に遺憾なきを期するの件、国民をして知らしめ以て国論の統一を要望するの件、重要建議案の即時実行を促し之が徹底を期するの件、有閑婦人に皆働精神徹底に関する件、選挙肅正に対する方策

	<p>教学振興 (4)</p>	<p>公德心の昂揚に関する件、国民礼法普及徹底に関する件、青年訓練振興に関する件、青年学校教錬科の昼間制に関する件</p>
	<p>諸制度改善 (3)</p>	<p>翼賛運動の徹底強化を図るため推進員制度の確立に関する件、警備団員並町内会関係者にして防空等の業務に従事し不慮の災害者に対する相互扶助に関する件、消費方面において全面的に総合切符制を施行せられたき件</p>
	<p>戦時経済確立 (3)</p>	<p>物価委員会に消費者代表を参加せしめ一層公定物価の適正を期せられたき件、公定価格運用に関する件、生活必需物資以外の全面的物資統制を要望するの件</p>
	<p>臨戦生活強化 (5)</p>	<p>消費生活の低下運動を徹底せしむるの件、加工食品の栄養障碍除去に関する件、冠婚葬祭の新様式並生活刷新要目の徹底の実施に関する件、日常生活刷新要目及冠婚葬祭の新様式を全国に普及実践方上通に関する件、市民生活相談所を各区に拡張設置の件</p>
<p>五 昭 17・11・4</p>	<p>皇道精神の顕揚 (15)</p>	<p>皇道精神顕揚に関する一方策、市民錬成、宗教家の奮起を要望す、何時でも何処でも何にでも魂を入れてやりませう、米英撃滅必勝対策、皇国民の決意と実践、国民錬成施設の整備、皇道精神を養ひ個人主義を捨てよ、生活神道顕揚に関する件、町内会長をして四大節拝賀式に参列せしむるの件、隣組に「必勝親切当番」を設置する件、「まつちふ」精神帰一、「ありがとう」運動徹底化に就て、皇道精神の顕揚に万進せよ、家庭生活に於ける皇道精神の徹底を図る件</p>
	<p>生産拡充 (13)</p>	<p>港湾労働者待遇に関する希望、木材の節約及びその価格是正と闇防止、市民の道義心と金属回収、官公署の年中無休制実施を提唱す、報国勤労指導事業に関する件、生産拡張と配給の合理化、婦人挺身隊の組織確立に関して、国家的重大観念を持つ妻たれ母たれ、勤労精神昂揚と其対策、戦時生活協同体の設定、厚生養鶏の普及、闇取引と報告制度、生産拡充の基礎</p>

六 昭18・5・28 - 5・29	国民生活 (13)	中等学校入学者詮衡方針を改善せられたし、国民生活の明朗化簡素化剛健化の徹底を図ること、師恩感謝の運動を展開されたい、宗教信念の昂揚を図る件、生活の合理化に関する所感、和服の非常時型改良を望む、決戦態勢下に於ける市民の最低生活必需物資完全確保に関する件、貯蓄完遂と玄米食に就いて、婦人による国民貯蓄の強化対策、結婚の改善を致しませう、勤労報国隊の結成に関する件、毎月八日の大詔奉戴日を国民錬成日と定めよ、愛国心喚起に関する一大国民運動展開に関する件
	健兵健民 (9)	児童精神素質の一般的検査の実施、健兵健民、健兵健民の実践、早寝早起の提唱、健兵健民の基礎として歩行健歩の奨励、速かに医療公営国営の実現を図られたし、決戦下青年の結核問題と其対策、公営簡易診療所の増設に関する件、健兵健民運動の徹底化
	民防空 (5)	民防空の強化方策、軍、官一致の実践指針に基く民防空の強化を図られたし、民防空に対する精神指導の強化を望む、民防空の強化徹底方策、民防空の重点的強化充実を要望す
八 昭19・7・4	第一部 (14)	市民は一家のこらず増産に、応徴士並女子挺身隊員の家庭訪問の強化徹底を要望す、生産担当者の純情を生かせ、市民戦意の昂揚に全力を傾倒せられたし、親の頭の切替へが肝要、巡回（診療班、理髪班、修理班）派遣隊設置の件、軍需増産の急速具体化に就て、防空警報下に於ても軍需生産を低減せざる様対策を講ずる事、軍需品増産の完遂、寮（工員合宿所）の機構設備を改善するの要あり、労務の適正なる配置に付き、必勝増産協力推進機関の常置、勤労能率向上の協力、天皇帰一の国民的行事励行
	第二部 (14)	家庭婦人の工場進出促進、家庭婦人の工場進出促進に関する件、時限後の学童の教化指導並に幼児保育の施設を速に拡充強化され度し、家庭婦人の工場進出促進の件、町内会隣組の勤労作業場の普及徹底、軍需品増産に対する国民学校の挺身と家庭の理解、学校家庭等に対し報国作業の普及徹底を図ると共に報国精神の昂揚に努むること、家庭婦人の短時間勤労力を町内会共同作業に結集動員せんとす、働ける者は悉く工場へ或る期間中勤労奉仕せよ、女子勤労体制の強化、勤労報国隊の編成を地域主体とし勤労者全員を以て組織し報国精神に依る勤労体制を確立し町内会に於ける指導の主体を活動力旺盛なる壮年団とするの件、家庭婦人連区報国作業場設置の件、勤労作業場の改組拡充の件、国民が喜んで軍需増産に挺身し得る態勢を要望す

第四回市協力会議は市当局の諮問事項の協議のみを行い、第七回市協力会議は議案が確認できない。各回の市協力会議会議録及び『名古屋市市史』第九卷、一四五頁以下に基づき、趙作成。

大政翼賛会名古屋市支部及び市当局は各種の議案を積極的に処理した。昭和十六年六月に翼賛会市支部は「市協力会議ニ於テ(中略)議題ノ処理促進」のために協力会議運営委員会を設置し<sup>(93)</sup>、第二回市協力会議から、委員会は会議から送付された議案を処理していった<sup>(94)</sup>。第六回市協力会議で翼賛会市支部の青山事務局長が、「大部分は今日まで実行に移してをりますが、まだ一部分残ってをるのがあります。それは今後実行するやうに計画が出来てをります」と、第五回市協力会議の議案の処理状況を報告した<sup>(95)</sup>。市当局は政策の決定、予算の編成に際して議案に配慮し<sup>(96)</sup>、一部の議案を実現させ、また議案を中央政府に伝達した。議案の実現状況について、市当局は戦争協力の議案に基づき戦時政策を決めた。一方、配給制度改善の議案は一部実現され、都市問題解決、社会厚生強化の議案の実現も積極的に図られた。

以下、具体的な案件を取り上げ、議案の実現状況を見ていこう。第一回市協力会議(昭和十六年三月十一-十二日)で「戦時下市民生活に関する件」が市議員横井恒治郎に提出され、「現在市民の適正なる生活標準に関する件」が西区常議員中村賢之助に提出された。両議案は戦時期の市民生活の統制を求めた。両議案に基づき大政翼賛会名古屋市支部は「市内各方面ノ有力者三三六名ヨリ成ル生活刷新(勤労増産)調査委員会ヲ設置シ」、「(一)実践運動綱領(二)実践運動方策(三)実施方法」という案を具体的に決めた。昭和十六年十一月から翼賛会市支部、市当局は、協力して新生活体制樹立運動を展開していった<sup>(97)</sup>。

(93) 『大政翼賛会名古屋市支部提要』、大政翼賛会名古屋市支部、一九四三年、一五頁。

(94) 「六小委員会設け決定事項を検討」、『名古屋新聞』(市内版)、昭16・8・13。「中京の総意こ々に上通 決議事項の運営委員会」、『名古屋新聞』(市内版)、昭16・11・14。

(95) 『昭和十八年五月 第六回協力会議会議録』、大政翼賛会名古屋市支部、一九四三年、四八頁。

(96) 「大政翼賛会名古屋市支部協力会議要望事項及顛末」、「昭和十七年予算編成参考資料」。

(97) 「昭和十六年名古屋市事務報告書」、三一頁。

一方、同じく第一回会議に「便所の汲取を月二回励行の件」が市会議員広田七郎に提出され、名古屋市当局に実現された。議案の背景は以下の通りである。屎尿汲取は明治後期から、都市の発展につれ発生した都市問題である。名古屋市の場合、市当局は明治四十五年から屎尿汲取を市営化した<sup>98</sup>が、大正十一年から昭和二年までの七年間を除き、財政の原因で基本的に民間請負の形をとった。請負会社の怠慢により衛生問題が発生し、屎尿汲取の市直営化は求められ続けた<sup>99</sup>。以上の背景で広田が議案を提出した。議案を受けると市当局は同月、予算を増加し、昭和十六年四月より屎尿汲取を「市直営ヲ以テ作業ヲ行ヒ五月ヨリ一ヶ月ニ二回宛予報シ励行汲取ヲ行」うと決めた<sup>99</sup>。このように議案が実現され、明治期以来の都市問題は解決された。

第六回市協力会議（昭和十八年五月二十八-二十九日）で健兵健民について9件の議案が提出され、部分的に実現された。議案は青少年の体位向上を強調した。翼賛壮年団区副団長和川武一が「決戦下青年の結核問題と其対策」議案を提出し、体力検査回数の増加、青少年の体位向上と体育の徹底などを求めたのである<sup>100</sup>。名古屋市当局は、従来毎年一回の国民体力検査を二回と増やし、また予算を追加し、昭和十八年六月から名古屋市本宿健民修練所などの六か所の健民修練所を開設し、「体力検査ノ結果筋骨薄弱者ト認定セラレタル満二十才未満ノ男子ヲ約二ヶ月収容ノ上健民修練ヲ実施」した<sup>101</sup>。市当局は主に戦争遂行の確保を目指して議案の実現を図ったが、議案の実現によ

(98) 「嘆願書 白川健康地区協会より」、昭12・2・18、「塵芥蒐集及び屎尿汲取関係等の綴」。名古屋市の屎尿汲取について基本的な資料として『名古屋市屎尿市営の沿革』（衛生課、一九二六年）、『名古屋市屎尿市営の沿革』（保健部、一九三三年）などがあり、先行研究として木村慎平「近代都市における屎尿問題と行政・地域—名古屋市を事例として」（『年報近現代史研究』三号、二〇一一年）、星野高德「戦前期名古屋市における屎尿処理市営化—屎尿流注所を通じた下水処理化の推進と農村還元処分の存続」（『社会経済史学』八四巻一号、二〇一八年）などを参照。

(99) 「大政翼賛会名古屋市支部協力会議要望事項及顛末」。

(100) 『昭和十八年五月 第六回協力会議会議録』、九三-九六頁。

(101) 「昭和十八年名古屋市事務報告書」、一二六-一二七頁。



り福祉化が進められた。

## おわりに

本論文の内容をまとめておく。名古屋市の町総代制度は大正後期から系統的に形成・展開された。町総代制度は、区・市当局の統制下でありながら、自主性をもつ民意調達制度の側面を有した（第一節）。新体制運動が起こり、大政翼賛会が発足すると、内務省を中心とする中央部の政治家は、基本的に戦争協力の行政補助機関のように常会・地方協力会議を整備し、会議の運用も指導・干渉した。元有力内務官僚が市長となった名古屋市は、内務省の意思を貫徹して町総代制度を町内会制度に改組し、隣組から区までの各級常会を整備し、また市協力会議を整備した。名古屋市では、常会・市協力会議の下情上通機関の性質が中央部の方針よりも弱体化された（第二節）。だが、実際の運用状況として連区常会までの各級常会は、地域住民の意見・希望を上通事項として区・市当局に提出したことがある。区常会、市協力会議は上通事項・議案を積極的に提出していった。以上の過程の中で区常会は意識的に市協力会議に議案を提出し、各級会議と市会とは積極的な繋がりを有した。会議は上級ほど各級会議で戦争協力の南通事項・議案が多く提出されたが、全体的に南通事項・議案が戦争協力を超え、住民生活維持、都市問題解決、地域発展などの多様な内容であった。大政翼賛会名古屋市支部及び名古屋市当局は各種の南通事項・議案を積極的に処理した。翼賛会市支部及び市当局は、戦争協力の南通事項・議案を実現させた一方、住民生活、地方利益に関わる南通事項・議案に対しても、その実現を図った。南通事項・議案の実現により、戦争協力が促進された一方、配給制度が改善され、明治期以来の都市問題が解決され、福祉化も進められた（第三節）。

以上に見られるように、翼賛体制下の名古屋市において、市民の各種の意見・希望が一定の程度で常会・市協力会議を通じて表出され、政治に反映された。名古屋市の例に限ってみると、翼賛体制下の地方に、下情上通制度は

議会と併存して協働する民意の政治への反映の回路として成立した。下情上通制度が有名無実であるという先行研究の結論に、修正の余地があると思われる。

ここで、本論文の成果をふまえて、翼賛体制の政治体制下の人民の政治参加、民意の政治への反映の状況を分析し、翼賛体制の人民支配の方法を再考したい。先行研究は翼賛体制の成立により上からの人民統制が強化されたと指摘している<sup>(102)</sup>。だが、名古屋市の状況からみると、中央部の官僚ひいては市当局は確かに、常会・市協力会議の整備に際し、会議の下情上通機能を重視しなかったが、客観的に会議の整備により、これまで慣習的に民意代弁者を務めてきた町総代、大正デモクラシー期から参政意欲を高めた各種団体代表者ひいてはほとんど直接の政治参加の回路を有しない婦人層を始めとする地域住民が政治参加・意思表示の公式な回路を獲得し、そもそも民意代弁者である市議員も各級会議の議員を務めた。会議の実際の運用に当たり、これらの各分野の有力者、地域住民は戦争に対して協力的な姿勢をとりながら、会議で積極的に各種の意見・希望を提示していき、その中で自らの生活維持を求めるもの、戦争に乗じて地方利益を図るものがあった。市当局は常会・市協力会議を上意下達機関、諮問機関としたが、総力戦の遂行を確保し、地域の発展を促進するために、各級会議で民意が提示されると、それに積極的に対応した。このように常会・市協力会議は、地域住民の民意の政治への反映にある程度で機能した。名古屋市の状況に限ってみると、翼賛体制の政治体制下、一面において基盤部に人民の政治参加が拡大され、民意の政治への反映が強化された。翼賛体制の人民支配は、人民の政治参加・意思表示の許容により人心を収攬し、戦争動員を行う側面を有した。

本論文は名古屋市における下情上通制度の整備と運用を一定の程度で明ら

---

(102) 木坂順一郎「大政翼賛会の成立」、『岩波講座日本歴史20 近代7』、岩波書店、一九七六年。

かにした。ところが、下情上通制度の状況を全面的・総合的に把握するために、ほかの自治体における制度の整備と運用、及び地方協力会議の上級機関の中央協力会議の状況を考察する必要がある。これらが、将来の課題である。

※ 本論文は、二〇一八年度科学研究費助成事業（研究活動スタート支援、研究課題番号一八H〇五六六二）の研究成果の一部である。なお本論文の一部の内容を、二〇一九年度史学会大会で報告させていただいた。司会を担当され、質問・コメントをくださった諸先生、大会参加者諸氏に、心よりお礼を申し上げる。